

大阪狭山市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年(2025年)1月23日

大阪狭山市監査委員
北井 末廣
深江 容子

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 対象グループ

保険年金グループ

(一般会計)

- 老人医療対策事業
- 重度障がい者医療対策事業
- 子ども医療対策事業
- ひとり親家庭医療対策事業
- 未熟児養育医療対策事業
- 後期高齢者医療対策事業
- 国民年金事業

(国民健康保険特別会計)

- 国民健康保険運営事業
- レセプト点検事業
- 保険料賦課事業
- 保険料徴収事業
- 運営協議会事業
- 療養給付事業
- 療養費支給事業
- 医療費審査支払事業
- 高額療養費支給事業
- 高額介護合算療養費支給事業
- 出産育児一時金支給事業
- 葬祭費支給事業
- 移送費給付事業
- 精神結核医療給付事業
- 傷病手当金給付事業
- 国民健康保険事業費納付金
- 医療費通知事業
- 人間ドック助成事業
- 脳ドック助成事業
- 肺がんドック助成事業
- 疾病予防費

- 特定健康診査等事業
- 国民健康保険事業財政調整基金積立金
- 保険料還付金
- 後期高齢者医療運営事業
- 後期高齢者医療広域連合納付金

高齢者福祉グループ

(一般会計)

- 老人福祉センター運営事業
- 緊急通報システム事業
- 敬老行事事業
- ふれあい・交流促進事業
- 高齢者在宅生活総合支援事業
- 老人保護措置事業
- 日常生活自立支援事業
- 熟年いきいき事業
- 地域住民活動拠点専門職訪問事業
- 成年後見制度利用促進事業
- 市民後見促進事業
- シルバー人材センター管理運営事業
- 介護保険福祉事業
- 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域包括支援センター事業
- 生活支援体制整備事業
- 施設開設準備経費等支援事業

(介護保険料特別会計)

- 介護保険運営事業
- 保険料賦課徴収事業
- 介護認定審査会事業
- 居宅介護サービス給付事業
- 施設介護サービス給付事業
- 介護予防サービス給付事業
- 審査支払事業
- 高額介護サービス事業
- 高額介護予防サービス事業
- 高額医療合算介護サービス費
- 高額医療合算介護予防サービス費
- 特定入所者介護サービス給付事業

- 特例特定入所者介護サービス給付事業
- 特定入所者介護予防サービス給付事業
- 特例特定入所者介護予防サービス給付事業
- 介護予防・生活支援サービス事業
- 介護予防ケアマネジメント事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 介護予防普及啓発事業
- 認知症総合支援事業
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 地域ケア会議事業
- 成年後見制度利用支援事業
- ねたきり老人等おむつ給付事業
- 高齢者等位置検索用端末機貸与事業
- 家族介護慰労金支給事業
- 介護予防支援事業
- 介護サービス相談員等派遣事業
- 介護給付等費用適正化事業
- 在宅高齢者「食」の自立支援事業
- 認知症サポーター養成事業
- 介護給付費準備基金積立金
- 第1号被保険者保険料還付金
- 償還金

2 対象事務

令和6年4月1日から令和6年10月31日までに執行された財務及びその他に関する事務。ただし、必要に応じて令和5年度を含む。

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合規性に主眼を置き、また、財務及びその他に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により、監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において令和6年12月11日から令和6年12月23日まで実施した。

第6 監査の結果及び意見

財務及びその他に関する事務は関係法令等に従い、適正かつ効果的に行われているものと認められた。